

過疎地域自立促進計画

(計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日)

自然まるごと「田舎」を楽しもう!

三 原 村

1. 基本的な事項	
(1) 村の概況	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 村の行財政の状況	10
(4) 地域自立促進の基本方針	13
(5) 計画期間	14
2. 産業の振興	
(1) 産業の振興の方針	15
(2) 農林業の振興	15
(3) 地場産業・商業の振興	15
(4) 企業の誘致対策	15
(5) 起業の促進	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	20
(3) 事業計画	22
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	29
(3) 事業計画	31
4. 生活環境の整備	
(1) 生活環境の整備の方針	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	35
(3) 事業計画	37
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 事業計画	41

6. 医療の確保	
(1) 医療の確保の方針	4 2
(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 3
(3) 事業計画	4 3
7. 教育の振興	
(1) 教育の振興の方針	4 4
(2) 学校教育の充実	4 4
(3) 人権教育の推進	4 4
(4) 生涯学習の推進	4 4
(5) 芸術文化の振興	4 4
(6) 施設整備	4 5
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 6
(3) 事業計画	4 7
8. 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等の方針	4 8
(1) 現況と問題点	4 8
(2) その対策	4 8
9. 集落の整備	
(1) 集落の整備の方針	4 9
(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	5 1
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
別表 過疎地域自立促進特別事業一覧表	5 3

1. 基本的な事項

(1) 村の概況

ア 沿革

高知県の西南部に位置し、周囲を四万十市・宿毛市・土佐清水市の3市に囲まれ、東西14.4km、南北9.5km、標高450m～850mの山脈に囲まれた盆地状の台地を形成している。平坦部でも120～160mの標高があり総面積85.35k㎡のうち山林が88%を占めている。

集落及び耕地の殆どは2級河川「下ノ加江川」とその支流に沿って帯状に散在しており、土質は中世紀四万十層からなり洪積土壌で埴壤土砂質壤土が多い。

気温は温暖にして多雨、年間平均気温は15.1℃、年間降雨量は、2,894mm(3年平均)に達し草木類の育成に適しているが、夏季は台風の進路にあたり被害を受けることが多い。また、昼夜の温度差が大きく降雪は近年少なく、積雪も2～3回である。

村は13の集落から形成され、古くは「三原郷」として現在の大字名をもつ12の旧村を明治22年町村制施行により「三原村」に統一し、戦後2部落を分割して14部落としていたが、戦後開拓入植者で構成されていた1部落は、その後過疎現象で村外転出が相次ぎ部落としての機能を失い、隣接部落に合併して現在の13集落となっている。

イ 過疎の状況

人口は、少子高齢化による自然減及び社会減が続いており、平成22年度を昭和35年度と比較すると49.8%減少し、高齢化率は31.8ポイント増加し41.2%となっている。

各集落の高齢化率は、65%(平成22年国勢調査)を超える集落がでてきており、40%以上の地区が10地区、また後期高齢化率も38%を超える地区が2地区存在する。

若者の定住の促進の観点から整備した星ヶ丘団地も社会情勢の厳しい中、購入者が増えているとはいえない現状であり、人口増加に向けた移住者や若者に向けた宅地購入推進施策が必要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

藩制以来増加を続けていた人口は、昭和 20 年代の 3,750 人をピークに昭和 35 年 3,351 人、昭和 40 年 2,962 人、昭和 45 年 2,427 人、昭和 50 年 2,300 人、昭和 55 年 2,195 人、昭和 60 年 2,156 人、平成 2 年 2,005 人、平成 7 年 1,986 人、平成 12 年 1,871 人、平成 17 年 1,808 人、平成 22 年には 1,681 人と今後も減少を辿り将来推定人口は、2040 年には平成 22 年（2010 年と比較して）43%の減少と推定される。

村の基幹産業である農林業は、平成 22 年を平成 17 年の農林業センサスと比較すると、農業については、農家戸数 0.4%の減、全世帯に占める割合は 31.3%から 30.7%に減少している。

産業別人口では、平成 17 年から平成 22 年にかけて第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業とも減少しており就業人口全体が減少傾向にある。

農業では基盤整備の推進により、農地整備が完了し、米のブランド化、U I ターン者を対象とした農業公社での新規就農者の確保育成事業等によるユズの産地化事業を中心とした 1 次産業の振興に取り組んでおり、作付け面積 36.3ha、生産量 103 t と年々規模を拡大しており、農業所得の向上と併せ新たな雇用の創出へ繋げていく。

平成 16 年に構造改革特別区域の「濁酒特区」の認定を受け、特定農業者による三原米を活用した濁酒での「米」の消費拡大をはじめ、地産地消の推進や都市・農村の交流を促し地域の活性化を図るため 7 軒の製造農家 4 軒の農家民宿が開業しており、村のイベントでは、毎回大盛況でありこの交流人口の増加は関連事業への経済効果も期待できる。

林業は、林家戸数が 258 世帯であり、全世帯に占める割合は 34.6%である。

村の面積の 88%が山林で占められ、高温多雨で自然条件が育林には最適地であるため、人工林率は 76%で県下市町村のトップレベルにあるが、近年は木材の利用の低迷と、林家の高齢化により植林の管理の不十分さが目立っている。また、素材生産には 50 年以上に亘る息の長い投資となり、産業というより財産形成としての側面が強い。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,351	人 2,962	% △11.6	人 2,427	% △18.1	人 2,300	% △5.2	人 2,195	% △4.6
0歳～14歳	1,052	827	△21.4	577	△30.2	473	△18.0	387	△18.2
15歳～64歳	1,983	1,762	△11.1	1,466	△16.8	1,436	△2.0	1,436	—
うち 15歳～29歳(a)	658	482	△26.7	309	△35.9	357	15.5	345	△3.4
65歳以上 (b)	316	373	18.0	384	2.9	391	1.8	372	△4.9
(a)／総数 若年者比率	% 19.6	% 16.3	—	% 12.7	—	% 15.5	—	% 15.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 9.4	% 12.6	—	% 15.8	—	% 17.0	—	% 16.9	—

区 分	昭和60年		平成 2年		平成 7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 2,156	% △1.8	人 2,005	% △7.0	人 1,986	% △0.9	人 1,871	% △5.8	人 1,808	% △3.4
0歳～14歳	368	△4.9	310	△15.8	268	△13.5	221	△17.5	196	△11.3
15歳～64歳	1,371	△4.5	1,236	△9.8	1,154	△6.6	1,022	△11.4	920	△10.0
うち 15歳～29歳(a)	316	△8.4	243	△23.1	241	△0.8	231	△4.1	159	△31.2
65歳以上 (b)	417	12.1	459	10.1	564	22.9	628	11.3	692	10.2
(a)／総数 若年者比率	% 14.7	—	% 12.1	—	% 12.1	—	% 12.3	—	% 8.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 19.4	—	% 22.9	—	% 28.4	—	% 33.6	—	% 38.3	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 1,681	% △7.0
0歳～14歳	162	△17.3
15歳～64歳	826	△10.2
うち 15歳～29歳(a)	131	△17.6
65歳以上 (b)	693	0.1
(a)／総数 若年者比率	% 7.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 41.2	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 1,948	—	人 1,921	—	% △1.4	人 1,794	% —	% △6.6
男	人 949	% 48.7	人 916	% 47.7	% △3.5	人 855	% 47.7	% △6.7
女	人 999	% 51.3	人 1,005	% 52.3	% 0.6	人 939	% 52.3	% △6.6

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 1,684	—	—	人 1,678	—	% △0.4	
男 (外国人住民除く)	人 814	% 48.3	—	人 818	% 48.7	% 0.5	
女 (外国人住民除く)	人 870	% 51.7	—	人 860	% 51.3	% △1.1	
参考	男 (外国人住民)	人 1	% 0.1	—	人 1	人 0.1	% —
	女 (外国人住民)	人 11	% 0.7	—	人 13	人 0.8	% 18.2

表 1-1 (3) 人口の見通し (社人研推計 (国勢調査))

区 分	平成27年		平成32年		平成37年		平成42年		平成47年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (A)	人 1,550	% —	人 1,411	% △9.0	人 1,280	% △9.3	人 1,162	% △9.2	人 1,052	% △9.5
0～14歳	人 129	% —	人 107	% △17.1	人 90	% △15.9	人 75	% △16.7	人 67	% △10.7
15～64歳	人 722	% —	人 639	% △11.5	人 565	% △11.6	人 500	% △11.5	人 453	% △9.4
65歳以上 (B)	人 699	% —	人 665	% △4.9	人 625	% △6.0	人 587	% △6.1	人 532	% △9.4
高齢化率 (B/A)	% 45.1	% —	% 47.1	% —	% 48.8	% —	% 50.5	% —	% 50.6	% —

区 分	平成52年	
	実数	増減率
総 数 (A)	人 950	% △9.7
0～14歳	人 64	% △4.5
15～64歳	人 388	% △14.3
65歳以上 (B)	人 498	% △6.4
高齢化率 (B/A)	% 52.4	% —

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,935	人 1,589	% △17.9	人 1,350	% △15.0	人 1,140	% △15.5	人 1,242	% 8.9
第一次産業 就業人口比率	% 81.7	% 71.2	—	% 64.7	—	% 57.7	—	% 47.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 6.6	% 10.1	—	% 13.6	—	% 17.7	—	% 24.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 11.7	% 18.7	—	% 21.7	—	% 24.6	—	% 28.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成 17 年度	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,107	% △10.9	人 1,040	% △6.1	人 1,040	—	人 892	% △14.2	人 851	% △4.6
第一次産業 就業人口比率	% 33.2	—	% 28.5	—	% 18.4	—	% 25.2	—	% 26.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 29.0	—	% 33.4	—	% 41.5	—	% 31.6	—	% 23.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.8	—	% 38.1	—	% 40.1	—	% 43.2	—	% 49.4	—

区 分	平成 22 年度	
	実数	増減率
総 数	人 748	% △12.2
第一次産業 就業人口比率	% 26.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.1	—

(3) 村の行財政の状況

産業基盤が脆弱な上に就労の場が少なく、高齢化が進んでいることから、村民所得が低く地方税収入は少なく、地方交付税や地方債に大きく依存せざるをえない状況であり財政力指数は0.102（24年度～26年度）と極めて低い。

一方、歳出面では高齢社会に対応した福祉施策や保健・医療の充実、少子化の進行による教育施策の充実、生活環境の整備など社会資本の充実、そして低迷している第1次産業等の生産基盤の整備やユズの産地化に向けた施設整備など多様な行政需要への対応が求められている。

こうした社会変化と住民ニーズに対応するため、限られた財源の有効利用と長期的展望にたった健全な財政計画の策定とその運営がますます重要となっている。

今後の財政運営については、自主財源の安定確保に努めるとともに、三原村創生総合戦略における各事業の検証を行うことで効果促進を図り、財政計画見直しによる経費削減、限りある財源の有効利用と支出の効率化を基本に、行財政改革を進める必要がある。

道路整備においては、県道（改良率50.61%、H26.4.1現在）・村道改良（改良率64.7%）について相当額の投資を行ってきたにもかかわらず、事業量も多く、事業費の増高と相まって計画どおりの目標達成に至っていないため、本計画により整備の促進を図る。

教育施設の整備については、小・中学校の施設の耐震工事が22年度に完了しており、災害時に備え、2次避難所としての機能の効果を高めるため27年度に太陽光発電設備導入工事が完了する。

地域文化の振興としては、歴史の伝承や伝統の継承を支援し、文化財の調査・発掘及び展示・保存を通じて一定の成果をあげている。

今後も引き続き、村民の文化意識の高揚を図る必要がある。

高齢者の福祉施策については、介護保険制度による在宅介護サービスや介護予防施策などのサービス提供を行っているが、高齢世帯と独居老人世帯の増加が進む中で、在宅介護の充実や地域での高齢者支援などの取り組みが必要とされる。

村民の健康づくりとしては、村立診療所や総合保健センターを拠点とした集

団検診や、食生活改善指導などの取り組みにより、一定の効果を上げている。

生活環境施設の整備については、平成 21 年度に村内簡易水道施設を統合し、村で一括管理することによって、安全確保と、コスト面の削減が図られた。

消防施設、車輛については概ね整備は進められているが、災害や人命救助等の地域力として要請される消防団員の確保が困難となっており、女性団員を含め加入啓発が必要である。

また「南海トラフ地震」に備え、自助・共助・公助の連携を深め自主防災組織の研修・訓練及び各集落施設の整備を図る。

廃棄物処理については、し尿処理施設は幡多西部消防組合（幡西衛生処理センター）・ごみ処理施設は幡多広域市町村圏事務組合（幡多クリーンセンター）での広域で処理している。

医療の確保については、村医師の退職により現在は契約医師による半日診療を続けており夜間、救急患者、重症患者においては幡多けんみん病院への移送、紹介により対応し、受診患者もここ数年は大幅には増えておらず、診療所経営は基金を取り崩して赤字補填を行っている。

診療所の運営については村医師の確保により外来受診の増加を図るなどの対策が必要となっている。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳 入 総 額 A	2,513,733	1,782,097	2,357,670	2,563,547
一般財源	1,372,822	1,109,307	1,320,011	1,286,139
国庫支出金	272,270	231,635	549,524	234,552
都道府県支出金	173,850	79,683	164,605	223,033
地方債	436,500	167,200	161,483	222,312
うち過疎債	348,800	62,500	54,900	81,400
その他	258,291	194,272	162,047	597,511
歳 出 総 額 B	2,453,914	1,725,307	2,293,850	2,458,946
義務的経費	889,833	736,989	792,363	720,186
投資的経費	917,333	428,590	764,209	594,415
うち普通建設事業	747,636	300,370	658,351	545,178
その他	646,748	559,728	737,278	1,144,345
過疎対策事業費	446,349	234,237	218,670	180,126
歳入歳出差引額 C (A-B)	59,819	56,790	63,820	104,601
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,767	10,950	14,488	6,681
実質収支 C-D	55,052	45,840	49,332	97,920
財 政 力 指 数	0.105	0.121	0.109	0.102
公 債 費 負 担 比 率	27.7	21.9	21.2	15.1
実 質 公 債 費 比 率	—	—	18.5	11.5
起 債 制 限 比 率	10.2	6.2	—	—
経 常 収 支 比 率	83.6	96.8	82.8	77.1
将 来 負 担 比 率	—	—	5.2	△57.1
地 方 債 現 在 高	2,640,698	2,983,066	2,325,535	2,044,864

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

年度区分 項目	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成 25 年度末
市 町 村 道	62,547	60,404	61,641	62,188	72,259	73,927
改良率 (%)	1.1	16.0	52.6	66.4	64.5	64.7
舗装率 (%)	0.3	15.8	57.3	68.7	69.3	73.6
農道延長 (m)	20,952	25,229	27,535	29,307	45,772	45,772
耕地1ha当たり農道延長 (m)	48.5	69.5	56.2	84.7	—	—
林道延長 (m)	10,806	12,773	11,888	21,049	24,439	24,439
林野1ha当たり林道延長 (m)	10.4	13.1	9.8	15.5	—	—
水道普及率 (%)	51.1	39.6	84.1	99.1	99.0	99.0
水洗化率 (%)	—	—	3.4	47.6	51.5	48.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.3	0.3	3.0	3.0	3.4	3.5

(4) 地域の自立促進の基本方針

本村では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき産業振興、交通通信整備、生活環境整備そして教育・文化施設等の整備を図り、過疎対策計画に沿った施策を展開してきた。

本計画では、村の総合戦略及び幡多広域市町村圏とも連携を図りながら、次のことを念頭において諸施策を推進しながら自立した地域づくりを目指していく。

恵まれた自然環境を活かし、自然との調和をはかり、先人の築いた伝統と文化を守りながら、「自然と人間の尊重」を基本理念として、産業・文化・住まいが調和し、活力と潤いに満ちた心の通う、「ふれあいとやすらぎ」の村づくりへの取り組みを、村民と行政が一体となり展開することにより、本村の自立促進を図る。

そのため、従来より村是としてきた「農林業立村」を再認識し、従前の農業林業を一層発展させるとともに、新たな農林業への積極的な取り組みを行い、地域産業の振興、雇用の創出、若者の定着を図る。

また、村民の一人一人が快適で暮らしやすく、健康でいられるための住環境の整備、健康・福祉・医療の充実を図るとともに、交通・通信・情報基盤の整

備や人材の育成・確保に努める。

地域の固有資源に着目し、地域の個性が反映された目標と施策を進めていくことが重要である。

地域の資源は、気候や地形、植生といった自然的な資源、産業、歴史文化や生活習慣といった人的・社会的資源まで多様であり、これらを有効に活かし再発見しながら地域の個性を顕在化していく。

そして、特色ある産業や地域環境の情報を内外と情報交流するための情報通信基盤を活用し、住み良い、こころ豊かな、個性ある地域社会を創出していく。

(5) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とすること。

2. 産業の振興

(1) 産業の振興の方針

本村の主要産業である農林業を振興するため、主要作物である米と有望作物とされているユズとブロッコリー等の露地野菜について、生産技術の向上や流通ルートの開拓などによる地域ブランドの確立を図る。

同時に、担い手の確保と育成に取り組む。

また、地域資源を活用することで交流人口の拡大、観光産業の振興を図り、農業・商業との連携により、雇用の確保や若年者の都市部への流出を食い止め、過疎地域の自立を目指す。

(2) 農林業の振興

農林産業の振興のため、環境の変化に即した多面的な施策を図り、安全・安心・新鮮な農作物の提供、三原村ならではの農業形態システムの構築を進めていく。

そのために、農業においては、女性の経営参画、担い手の育成研修、技術の向上を図り、三原村農業公社が核となり農業所得向上を目指した取り組みを進める。

また、平成 26 年 3 月に開所した、三原村集落活動センター「やまびこ」と連携して、集落の高齢者や女性など多様な人材の活用による新たな農業分野での雇用の創出や所得の向上につながる取り組みを展開し、集落活動センターの維持と発展を目指す。

林業においては、災害防止など林業の有する多面的機能を十分発揮できるよう、間伐の実施など関係機関と連携し、森林の適正な管理を進める。

(3) 地場産業・商業の振興

基幹産業である第一次産業を、効率の良い手段で最大の効果を得られるよう産業発展の方策について三原村集落活動センターをはじめとする各機関と連携し、観光産業と直結した地域の特産品を活かした飲食物の開発、販売を目指す。

(4) 企業の誘致対策

新たな就労の場の確保に努め雇用促進を図る。

(5) 起業の促進

過疎地域の自立を図るため、農家民宿・農家食堂を中心に地域の資源を活用したグリーンツーリズムを、起業として取り組む。

また、集落営農の推進により地域の農業を守り、農業所得の向上を目指し地域を元気にする組織を育成する。

(1) 現況と問題点

ア 農業

本村の産業形態を就業構造で見ると、平成 22 年国勢調査では第 1 次産業 26.4%、第 2 次産業 21.5%、第 3 次産業 52.1%と、全国的な傾向と同様に前回調査時に比べ 3 次産業の割合が増加し、1 次、2 次産業は減少となっている。

農業就業人口で見ると、昭和 45 年の 804 人に対し、平成 22 年には 178 人と激減しており、この減少傾向は今後も続く可能性が高い。

水田は、ほ場整備事業が完了し高能率な生産基盤条件が形成されているものの、営農形態は小規模の稲作単一経営が主であり、高齢化と後継者不足に加え近年の米価の低迷、資材の高騰と農業を取り巻く現状は、非常に厳しい状況が続いている。

平成 22 年の農林業センサスでは家族経営農家の 65%が同居後継者がおらず、また平成 20 年 12 月に実施した「農家意向調査」の結果では、「農業をするうえで困っていることは何ですか？」という問いに、「機械代が高い」と答えた人が一番多く、このことから農地を守っていくためには担い手の確保・育成と集落営農組織等による機械のコスト削減が急務と考えられる。

また、ユズとブロッコリー等露地野菜の複合経営の支援や農畜産物の付加価値を高める加工・流通・販売の強化体制を図るなど、農業公社等を核として高所得・高収益をもたらす魅力ある農業を確立することも急務となっている。

イ 林業

村の山林面積は約 7,468ha (約 88%) で、そのうち国有林が約 3,030ha を占め、公有林約 1,382ha、民有林約 2,987ha となっている。

公有林と民有林 4,369ha のうち、約 68%が人工造林化され、今後これらの森林が森林の有する多目的機能の発揮と地域林業の育成に対応できる森林として整備していく必要がある。

本村の林業は、国・県の補助制度を利用し、植栽と保育事業を実施してきたことにより一定の成果は得られたものの、最近の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業従事者の高齢化、後継者の不足などにより、

森林整備が適正に実施されていない森林の増加など不安定な状況となっている。

今後、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能（国土保全、水源かん養等）も踏まえ、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の抜本的な対策が必要となっている。

ウ その他の産業

（商業）

村内における商業は零細で経営基盤も脆弱である。そのうえ、生活様式の都市化志向により消費需要は増大しているものの、近年の車事情、また、ショッピング嗜好等により隣接市の大規模な量販店での需要が増し、地域内の商業活動は益々厳しい状況となっている。

平成 22 年に村内の主要な食品店が閉店したため村内各機関で構成した協議会運営による「みはらのじまんや」が買い物拠点施設として開店し、村内に必要な施設となっている。

今後も、自立可能な施設となるよう支え合いと直販機能を持続させるための取り組みが必要となる。

（工業）

工業については、森林面積は大きいものの製材工場が僅か 2 ヶ所、トマト加工所 1 箇所、製茶工場 1 ヶ所、縫製工場 1 ヶ所、建設業者 9 社等があるが、近年の木材価格の低迷等による林業の不振や、景気の低迷により公共事業の削減と併せて、先行きは益々厳しくなるものと思われ、これにかわる新しい産業の創出や雇用の場の確保が、早急でかつ重要な課題となっている。

（畜産業）

畜産業については、価格の低迷等から飼育農家は激減している中、村有採草放牧地を活用し、大規模な養鶏経営に取り組んでいる I ターン青年農業士や U ターンによる放牧牛の後継者も誕生した。

今後とも、飼育管理技術の向上や流通対策を図っていくことが必要である。

（硯の加工生産）

土佐硯の加工、生産については技術者の減少により販売・生産規模が縮小している中、平成 27 年度から高知県伝統工芸品産業等後継者育成対策事業を活用し、1 名の研修生を確保しているが、後継者不足の解消にはいたっていない。

(観光・地域資源)

観光については、近隣に足摺宇和海国立公園や四万十川など全国的に有名な観光資源があるものの、本村には特筆される観光資源が少ないことから、今後は、既存のキャンプ場や周辺を利用した集客の図れる取り組みが課題とされる。

しかしながら、濁酒特区の認定による「どぶろく」の販売により、農家民宿や農家食堂での宿泊客等が増加してきており、さらに地域活性化につながる取り組みが期待される。

農家民宿数の増加もみられるが、修学旅行や団体客に対応できる宿泊先の確保が困難なことから、体験受入が課題となっている。

また、さざんかの巨木や絶滅危惧種のヒメノボタン保護活動により、村内への誘客ポテンシャルの高い資源の掘り起こしができているが、情報発信が乏しいなど広く一般に認識されていない観光資源もあり、競争力に劣っていることや、高速道路や鉄道などの広域幹線交通がないため地域へのアクセス性が良くないことから、観光客誘致に苦慮しており、その対策が課題となっている。

農地利用状況

(センサス:ha)

	経 営 規 模				草 地
	総面積	田	畑	果樹園	
昭和45年	432	338	68	26	7
昭和50年	369	295	36	38	8
昭和55年	363	292	37	34	
昭和60年	330	275	28	27	5
平成 2年	312	272	22	18	5
平成 7年	295	267	15	13	5
平成12年	289	265	14	10	
平成17年	244	226	9	9	—
平成22年	271	244	16	11	—

就業人口

(国 調)

区分 年次	農業	林業	建設業	製造業	卸小売 業	金融業	運輸、 通信業	電気、 通信業	サービ ス業	公務員	その他	分類不 能	計
昭和45年	804	69	104	79	84	2	32	1	93	79	1	2	1,350
昭和50年	575	82	84	118	92	3	32	2	93	59			1,140
昭和55年	511	71	160	145	102	6	36	1	129	79	2		1,242
昭和60年	317	49	151	169	119	7	38	1	178	76	2		1,107
平成 2年	254	41	165	183	91	10	37		187	74	1		1,040
平成 7年	166	23	228	204	94	10	41	1	200	71	2		1,040
平成12年	190	33	156	126	102	9	28	4	174	65	4	1	892
平成17年	213	14	118	84	84	9	21	1	241	65	2		851
平成22年	178	19	82	79	82	14	24		205	64		1	748

経営規模別農家数

(センサス：戸)

区分 年次	総農家数	30 a 未満	30～50 a	50～100 a	100～200 a	200 a 以上
昭和45年	539	88	84	207	147	13
昭和50年	477	75	85	180	124	13
昭和55年	439	76	71	152	122	18
昭和60年	403	66	63	152	99	23
平成 2年	341	32	61	126	99	23
平成 7年	313	36	42	134	72	29
平成12年	278	47	35	116	69	11
平成17年	230	42	27	68	62	31
平成22年	229	48	24	62	55	40

村有林の状況

総面積	雑木林	植林林齢別面積 (ha)			
		20年以下	30年以下	40年以下	40年以上
1, 110	317	9	27	90	703

(2) その対策

ア 農業振興

効率的かつ安定的な農業経営を目指すため、現在の稲作経営の改善も図りつつ複合型農業を推進する。

その手段として、高知県産業振興計画の地域アクションプランに位置づけられている「三原村農業公社を核とした農業支援システムの構築」について取り組む。

ユズ・ブロッコリーと従来から営農している水稻の複合経営で農業所得の向上を図るため、機械経費の軽減と労働力の確保を考えた、三原村独自の農業支援システムとして「耕起から収穫までの作業受託と機械リース、管理できなくなったユズ園を管理して得られた所得を還元するユズ年金、新規就農者にはユズ成園を数年間リースして初年度から収益を上げられる新規就農支援」を構築する。

また、青果を中心としたユズ栽培により農業所得の向上を目指す中で、農家の労働力・機械コストの軽減を図る施策としてユズ選果・搾汁施設の建設に取り組む。

担い手育成対策として、青年就農給付金等の導入により、I・J・Uターン希望者に対して積極的に支援を行い担い手育成に取り組む。

また、ユズ加工品の販売についても市場調査や県のアンテナショップを通じて主要都市への商品の売り込みに取り組み、販路開拓・販売促進に努める。

新たな取り組みとして、三原村集落活動センター「やまびこ」と連携して、地域ぐるみでリーダー育成や雇用対策の場として「シントウハウス」栽培を中心とした集落生産活動システムを構築させる。

イ 林業の振興

森林の特性に応じた皆伐、間伐を実施し、適切な森林整備を実施する。

皆伐については、伐採適齢期に達した村有林を皆伐することで、原木生産量の増加、安定供給体制の整備を図る。

また、皆伐後の適切な再造林を実施することで、林業事業を増加させ、安定的な雇用を創出する。

間伐については、長伐期施業に適した森林に対し、適切に施業することにより、優良太径木を育成し、四万十ヒノキとしてのブランド化の推進を図る。

併せて作業道の整備により原木を搬出することで原木の生産、安定供給体制

を整備する。

ウ 商業の振興

生活圏である四万十市、宿毛市が商圈域となっており厳しい状況であるが、商工会を中心に、村内の活性化を図る。

また、買い物拠点施設「みはらのじまんや」と三原村集落活動センター「やまびこ」が連携して情報発信機能の充実や地場産品を利用した新たな特産品開発等により外貨が落ちる仕組みづくりに取り組む。

エ 畜産の振興

肉用牛については、飼育管理や流通対策として、優良牛産地への出荷や先進地との技術交流を行い肥育技術の向上を図るほか、各種制度の活用により規模の拡大と優良牛の増産につとめる。

養鶏については、規模拡大と販路拡大のための資金制度の導入や体験農園メニューづくり等の支援を行う。

オ 硯の加工生産

硯製作の技術については、数年の経験が必要であることから継承者の確保が必要である。

その対策の一つとして、「高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業」を導入し、I・J・Uターン者を含む後継者育成に取り組み、伝承者の確保に取り組む。

カ 観光・地域資源

「星ヶ丘公園」や三原キャンプ場の施設拡充をしていく中で、ユズ園を中心とした観光農園や収穫体験の受入等に取り組み、村外からの誘客に繋げる体制づくりとして、体験型施設と環境整備に取り組む。

あわせて村内に点在する自然景観地の連携を図り、自然公園村としての整備を目指す。

また、農家民宿や農家食堂を中心に体験型観光の受け入れ体制の強化・支援を図り、「子ども農村漁村交流プロジェクト」受入事業を推進する。

また、「幡多広域における滞在型・体験型観光の推進」に取り組み、村内への集客人口拡大を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	<p>森林環境保全直接支援事業 〔村有林〕</p> <p>植栽 54.2ha (橘山、東畑ヶ山、日ノ平山、譲葉山)</p> <p>シカ被害防護ネット 10,000m (橘山、東畑ヶ谷山、日ノ平山、譲葉山)</p> <p>下刈 141.5ha (竹谷平山、橘山、東畑ヶ谷山、日ノ平山)</p> <p>皆伐 44.7ha (日ノ平山、東畑ヶ山、譲葉山)</p> <p>搬出間伐 44.2ha (考体森山、カゴマツ山、キリ山、惣助山、桑ノ木段山、ミカガ谷山、イカ峠山)</p> <p>作業道 〔村有林〕 桑ノ木段山線 L=2,000m W=2.8m</p>	<p>三原村</p> <p>三原村</p> <p>三原村</p> <p>三原村</p> <p>三原村</p>	

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	ミカゴ谷山線 L=1,500m W=2.8m	三原村	
		カゴマツ山線 L=1,000m W=2.8m	三原村	
		イシガ峠山線 L=1,000m W=2.8m	三原村	
		キリ山線 L=3,000m W=2.8m	三原村	
		惣助山線 L=1,000m W=2.8m	三原村	
		丸山線 L=2,500m W=2.8m	三原村	
	(3) 経営近代化 施設 農業	園芸用ハウス整備事業	三原村	

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(4) 地場産業の 振興 生産施設	農産物栽培等残渣処理施設 鉄骨平屋建 1.0式 機械器具等 1.0式	三原村	
		農産物処理加工施設 鉄骨平屋建 1.0式 関連施設整備 1.0式 機械器具等 1.0式	三原村	
	(8) 観光又はレク リエーション	今ノ山等公園整備事業 用地造成 管理棟 トイレ	三原村	
		三原村キャンプ場整備 体験施設 造成 配水整備	三原村	
		星ヶ丘公園整備事業 管理棟等	三原村	

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	<p>ユズ生産推進事業 村内のユズ生産者、農業公社等が、ユズの苗木の購入や関連施設整備に要する経費に補助金を交付する。</p>	三原村	
		<p>高知県J-VER制度事業 村有林の整備により増大する二酸化炭素吸収量を、クレジットするためのモニタリング業務等を実施する。</p>	三原村	
		<p>商工会活動費補助事業 商工会が実施する経営改善事業及び観光事業等に対して補助金を交付することにより、地域の経済、雇用を支える商工業者の活性化や総合的な地域産業の振興を図る。</p>	三原村	
		<p>農業公社支援事業 美健コーポレーション（大分県）と連携したユズ加工品の試作商品の製造や主要都市のアンテナショップ等での試験販売など地域資源を生かしたユズの産地化計画に基づく支援事業により過疎地域の活性化を図る。</p>	三原村	

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

交通通信体系の整備は、住民生活ニーズの多様化やモータリゼーションの進展や交通基盤の整備により、生活行動範囲は拡大しており、産業、経済、文化、生活など多くの分野で都市を志向する傾向にある。

他方、過疎町村は潤いあふれる自然環境や伝統的な文化、風俗、特産品など都市にはない豊富な地域資源を有しており、その有効活用は地域全体の魅力を高めることに貢献するものである。

そのため、都市と過疎町村との交流を拡大していくことで、両者の相互協力による広域的な地域づくりの推進と機能的で便利な生活の場づくりを進め、地域の自立促進につなげていくことが求められている。

また、近年急速に進む情報化に伴い通信施設の整備が遅れている過疎町村と都市には情報格差があり、近隣市町村との情報格差を是正するため高速通信設備の整備が必要である。

道路等の交通体系は、過疎町村内における住民生活、産業の基盤であると同時に、過疎町村と都市との間での人的・物的交流の基礎となるものである。このため、広域的な経済社会生活圏を形成する都市と過疎町村を結ぶ基幹的な道路整備の充実、日常生活における地域での活発な交流を促進する生活道路の整備を促進し、道路交通の広域的なネットワークを形成する。

また、産業の基盤となる道路網についても農道、林道関連道等地域の状況に応じて整備を進めるものとする。

(1) 現況と問題点

ア 道路

村を南北に縦走し、国道 56 号と国道 321 号を最短距離で結ぶ主要地方道「県道土佐清水～宿毛線」及び村を東西に貫く「県道中村～宿毛線」が幹線動脈路線である。

「県道土佐清水～宿毛線」は実延長 15.7km の内改良済約 11.9km (改良率 70.9%) であり、清水市側は未改良区間が多く通行が危険であり早急に整備する必要がある。

また、「県道中村～宿毛線」は実延長 17.8 km の内改良済約 10.4 km (改良

率 58.5%) であり、平成 5 年度に主要地方道に昇格しているが、未改良区間が多く残り、狭隘・屈曲箇所も多いため、集落間の生活道や通学路として利用することが出来ない状況であり、早急に整備を行う必要がある。そのため今後多額の投資を必要とする。

一般県道については、「県道宗呂～中村線」・「県道中村～下ノ加江線」の 2 路線が周囲市と結ばれており、一部改良済であるが未改良部分も多く、沿線住民から生活道として改良要望が強い。

村道については、各集落の主要路線は概ね改良されてはいるが、通行に支障をきたしている路線もあり、早急に整備する必要がある。

また、舗装の劣化や橋梁等の道路構造物の劣化が進んでおり、橋梁等の重要構造物については、安全通行のため補修及び耐震整備する必要がある。

農道については、村内全域でほぼ舗装整備が完了しており、今後は、定期的な点検等、維持管理に努める必要がある。

林道については、基幹となる路線はほぼ整備されているが、林道周辺の森林整備に必要となる基幹林道からの作業道の整備が十分でなく、引き続き作業道の開設を実施する必要がある。

イ 交通通信

村内の交通機関については、高知県交通（株）が昭和 44 年に全線廃止され、以後、三原バス（有）に、通学・通園及び公共交通の全業務を委託（村単独事業）し、唯一の交通機関として住民のニーズに応じている。

しかしながら、少子化と学生のバイク通学による定期利用者の減少、一般旅客についても自家用車の普及等により減小を続けている。

今後、輸送人員の大幅な増が見込まれない状況の中、村内の情勢に応じた、より住民ニーズに沿ったバス事業の運営について早急な対策が必要とされている。

村民の自動車保有率は高く、近隣への移動の交通手段は、マイカー利用が主体で公共交通の利用頻度は低い現状がある。

四国自動車道の高知自動車道の西南部延伸、松山自動車道の愛南町への延伸は大きな期待が寄せられる一方で、幡多地域の公共交通機関の利用状況は益々厳しい状況と予測されることから、地域の公共交通の維持、拡充を図るべく土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会や西南公共交通協議会等、幡多圏域での連帯協力により暮らしに必要な諸機能の確保と圏域の発展を目指していく。

通信については老朽化した有線放送から、平成 7 年度にアナログ方式の防災

行政無線の整備をしている。しかしながら、ICT（情報通信技術）の急速な進展により、アナログ通信から情報量の大きいデジタル通信化が国策で進められており、デジタル方式での早急な施設整備が必要となっている。

過疎バス（運行委託）

三 原 バ ス セ ン タ ー				
事務所車庫	駐車場	乗合バス	運行路線	1日走行距離
350㎡	1,116㎡	29人乗 1台	3路線	430km

ウ 情報化

防災・危機管理体制の充実を図るため高知県防災行政無線システムの更新や全国瞬時警報システム等の整備を行っているが、村防災行政無線設備は15年目を迎えており、デジタル化等設備の更新や難視聴地区対策が必要となっている。

地域情報化については、平成21年に村内全域に対してADSLによる通信環境整備を実施したが、他市町村では光ファイバーによる超高速の通信環境整備が進んでおり情報格差が生じている。

また、無線ネットワーク（Wi-Fi）設備の整備も全国で広がっており、他市町村との情報格差を是正するため、これらの設備を整備する必要がある。

役場の業務においても住民の利便性の向上のための行政情報化システムの更新や行政情報の提供手段としてホームページの充実が必要である。

エ 地域間交流

地域間交流については、自由時間の増大や交通の利便性の向上、更に都市住民から見た地方への憧れなどにより活発化しているが、一層の促進を図るため村の魅力についての効果的PR活動などを推進する必要があることから、情報発信についても積極的に取り組む。

(2) その対策

ア 道路

道路交通通信網の整備は、厳しい財政状況の中であるが、地域の産業・経済・文化の発展に欠かせない最重要課題と位置づけ、取り組んでいく。

道路整備のうち、主要地方道については早急な完成に向け、村として全面的

な協力を行い、その実現を目指す。

村道については、緊急を要する路線から整備し、舗装等の修繕を行ったり橋梁の点検や耐震、長寿命化修繕計画の策定により計画的な修繕を行うことで、道路の適正管理に努める。

農道については、主要農道の整備の促進及び路面舗装を行う。

林道については、基幹林道からの作業道の整備を進める。

イ 交通通信

過疎バスの運行については、住民の利便性を考え、運賃のワンコイン化など、住民ニーズに応じた運行体系の見直し等、公共交通機関としての維持・確保対策について、今後関係機関等と協議のうえ、地域交通協議会へ諮問することとする。

通信については、住民の安全・安心及び防災・危機管理体制の充実を図るため、デジタル方式での防災行政無線の早急な設備整備を実施する。

ウ 情報化

光ファイバーによる超高速の通信環境整備と、無線ネットワーク（Wi-Fi）設備の整備を図ることにより、他市町村との情報格差を是正し、住民はもとより、移住者、起業家などのニーズに対応する共に、地域活性化や産業振興の基盤として活用していく。

役場の業務においても住民の利便性の向上のための行政情報化システムの更新や行政情報の提供手段としてホームページの充実を図る。

エ 地域間交流

過疎化が進行する中で、地域の活性化を図るためには、都市との人、物、情報の活発な交流を進めていくことが重要であり、ホームページの活用等により、村の特性を生かした交流活動の推進に向けた取組みの強化を図っていく。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(1) 市町村道 道 路	村道小野駄馬線	三原村	
		村道来栖野線支2号線	三原村	
		村道狼内線	三原村	
		村道上長谷線支3号線	三原村	
	橋 梁	向谷橋	三原村	
		土屋橋	三原村	
		古宮橋	三原村	
		太田橋	三原村	
		後川橋	三原村	
		横山橋	三原村	
		土居峰橋	三原村	
		新谷前橋	三原村	
		安ヶ市橋	三原村	
		橋梁点検	三原村	

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 鉄道施設等 鉄道車両	土佐くろしお鉄道特急 車両購入費補助事業	三原村	
	(6) 電気通信施設 等情報化施設			
	防災行政無 線施設	デジタル防災行政無線整 備親局整備 (制御卓等)	三原村	
	その他の情 報化のため の施設	超高速ブロードバンド整 備事業 (光ファイバーによる通信 環境整備)	三原村	
		W i - F i 設備整備事業 (無線ネットワーク設備 整備 (役場・農業構造 改善センター))	三原村	

4. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

本村においては、地理的、自然的条件による制約に加え、社会生活環境についても市部との格差が広がっており、それが若年者を中心とした人口流失の一因ともなっている。

そのため、今後、これらを防止する一つの取り組みとして、安全、快適で魅力ある生活定住環境を創造するため、水道施設、生活排水処理施設（合併浄化槽）、消防施設などの生活環境施設の整備を進める。

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

三原村は、昭和 36 年に給水を開始した柚ノ木地区に始まり、宮ノ川、狼内、来栖野、広野、東南（上長谷、上下長谷、下長谷、皆尾）の合計 6 地区に簡易水道を敷設し、平成 10 年度、これに飲料水供給施設として整備した、成山、芳井地区を統合し、平成 21 年度に下切地区へ配水管を敷設し、三原村統合簡易水道として給水区域を拡大して水道普及率 99.2%（26 年度末）である。

これにより簡易水道事業はほぼ完了したが、今後は、簡易水道未普及地区となっている下切地区の二角集落及び芳井地区のセキゼ集落の給水施設整備や安全面、コスト面からも更新システムを構築することが、今後の課題である。

簡易水道 (平成 27 年 3 月 31 日) (水道統計調査)

給水区域内人口	世帯数	給水人口	普及率
1,692人	782世帯	1,678人	99.2%

イ 下水処理

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本村では、平成 5 年から農業集落排水事業に取り組み、中央 3 地区については、平成 7 年～平成 10 年に事業を完了、平成 11 年 11 月より供用を開始している。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされる。

農業集落排水処理加入状況

(平成 27 年 3 月 31 日)

全体計画人口	普及状況	処理区域内人口	加入状況	加入率
1,325人	1,032人	805人	544人	52.7%

ウ 廃棄物処理

経済活動の拡大に伴い、廃棄物の排出量が増大し、更に、その種類も多様化の傾向にある。

平成 14 年度に幡多広域市町村圏事務組合（幡多クリーンセンター）が操業を開始し廃棄物処理については、一定整備がなされたが不法投棄が後を絶たない状況にある。

エ 消防施設

本村の消防体制は、消防団員 53 人、広域消防組合分署員 8 人、消防ポンプ自動車 1 輛、小型ポンプ付積載車 4 輛、救急車 1 輛となっている。

当地区は、夏季を中心に台風の常襲地域で雨量も多く、災害の発生も多いが水防組織はなく、本団員署員による水防体制も兼ねている。

また、高齢化の進行とともに、救急出動の増加の傾向が見受けられる。

消防

常 備	幡多西部消防組合三原分署 署員8人	
非 常 備	三原村消防団 53人（4分団）	
施 設	消防分署	鉄筋コンクリート二階 247.8㎡
	救急自動車	1台
	指揮車	1台
	ポンプ付積載車	4台
	水槽付ポンプ自動車	1台
	消防指令車	1台（中央）
	分団屯所	西部・南部・東部
	防火水槽	20 t 26基
消火栓	95箇所	

オ 公営住宅

本村の公営住宅は、低所得者向け 36 戸、教職員向け 5 戸があるが、そのなかで最も建設後経過年数が経っており、建て替えされずに残っている耐震基準改

正前に建設された教職員向け住宅1棟1戸については、早急に耐震化を行う必要がある。

カ 住宅団地

若者の定住の促進との観点から分譲住宅団地83区画の整備を行い、平成10年度から三原村土地開発公社による販売を開始し、現在37区画を売却し活気ある集落が誕生している。

しかし今日の社会的、経済的不況の影響により販売実績が上がらない状況にある。

キ 住宅の耐震化

村内の住宅総数は1,074戸である。（平成26年度固定資産概要調書）この内耐震化の対象となる昭和56年以前の耐震基準で建築された住宅は、711戸で全体の66.2%を占め、構造は99%が木造住宅であるため耐震診断、耐震改修の補助事業等による耐震化の推進が必要となっている。

(2) その対策

ア 簡易水道

下切地区の二角集落及び芳井地区のセキゼ集落の給水施設を必要に応じ整備する。

今後は水道施設の耐震化の取り組みや老朽化対策の推進を図っていくとともにコスト面からも管理システムを構築する必要がある。

イ 下水処理

家庭から出る生活排水が、河川の汚濁の第一原因であることから、村民の環境保全への関心を高めるとともに、今後とも、農業集落排水施設への加入を促進する。

また、当該処理区域外については、合併浄化槽設置の促進を図る。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理施設（幡多クリーンセンター）及びリサイクルプラザの建設が平成14年度完成し、本村の廃棄物問題については、根本的な解決が図られた。

今後は、ごみ減量化のための分別収集（ビン・かん類）等による意識の高揚を図り、リサイクル活動の推進を図っていくとともに不法投棄をなくする啓発、

指導を行う。

エ 消防施設

救急出動体制を強化するとともに、各分団における、屯所や消防用車両などの施設・設備の充実を図る。

消防屯所については、現在中央分団のみ設置されていないことから、最も人口の多い中央地区での効率的な消防団活動ができていない状況であるため早急な屯所の建設整備が必要である。

オ 公営住宅

公営住宅の建設整備については、平成 19 年度までに当初の低所得者向け住宅の建て替え計画は完了しており、今後は若者向け単身者住宅や中堅所得者向け住宅の整備を図りたい。

カ 住宅団地

宅地分譲について、分譲価格の値引きや若年層に対する特典のさらなる拡大等、価格を再検討し、村外への広報活動を充実強化するよう土地開発公社に働きかけていく。

キ 住宅の耐震化

前回の南海トラフ地震時に甚大な被害が発生した現四万十市やその周辺地域等の被害状況に対して住宅の倒壊等の被害がほとんど無かった本村では震災時における行動や備えについての経験や知識が少ないと思われる。

今回想定される次期南海トラフ地震は、前回を上回る規模が想定されているため、広報による耐震診断の呼びかけ、或いは各集落の区長を通じてパンフレットを配布し、耐震診断、耐震改修に繋げるための意識改革を図っていく。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 その他	生活用水確保支援事業 (生活用水確保) 取水施設、送水管、 貯水槽、滅菌施設、 配・給水管布設	三原村	
		生活基盤施設耐震化等 事業 (水道施設の耐震化及び 老朽化対策) 取水施設、送水管、 貯水槽、滅菌施設、 配・給水管布設	三原村	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 中央分団屯所 木造平屋建 1棟	三原村	

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本村の高齢化は、近隣市町村の高齢化を大きく上回っており、高齢者に対する医療・保健・福祉サービスの向上及び増進は、重要な課題であるが、一方、活動的な高齢者も多いことから、地域社会の貴重な人材として地域づくり等の参画者として促し、豊富な経験と知識を生かした社会に貢献できる機会が得られるよう配慮することも重要なことである。

また、障害者については、共生社会の実現を目指し、地域社会に積極的に参加できるよう施策を展開することとする。

(1) 現況と問題点

本村においては、高齢化率が43%（平成27年10月1日現在）と、村民の約2.3人に1人が高齢者となるなど高齢化が進行する中、核家族化の進行による家庭の介護力の低下や、独り暮らしの高齢者が増加している状況にある。

高齢者の福祉施策としては、在宅介護サービスとして、ホームヘルプサービス・デイサービスを三原村社会福祉協議会が実施しており、また、家庭での生活困難者については、特別養護老人ホーム「星ヶ丘」（平成15年4月操業開始）及び幡多広域圏内での特別養護老人ホームなどの福祉・医療施設と連携・調整を図り、そして、認知症患者の対策として、グループホーム「ほうばい」（平成20年9月操業開始）で住民ニーズに対応している状況である。

児童福祉については、出生率が0.47%となっており、少子化の進行は深刻であり、今後ともこの傾向は続くものと考えられる。

今後、少子化対策として、子供が健やかに育つ環境づくりが必要である。

村民の健康づくりとしては、村立診療所及び総合保健センターを拠点として、特定健診や各種ガン健診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めている。

ただ、施設については、近年、老朽化が進んでいる状況にある。

地域福祉体制整備については、現在、「あったかふれあいセンター事業」を活用し、村社会福祉協議会へ委託して、介護予防、見守り、支え合い等地域支援を実施しているが、利用者が少ないため、今後も地区集会所他15ヶ所をサテライトとして整備し、生活支援などのより細やかなサービス提供に向けて、体制の充実を図る必要がある。

保育所

(平成 27 年)

施 設	屋外遊 戯場	乳児室	保育室 (4 室)	遊戯 室	調理室	その 他	園児	職員
鉄筋コン クリート 造 平屋建 486.81㎡	㎡ 2,000	㎡ 29.8	㎡ 162.88	㎡ 69.0	㎡ 45.56	㎡ 179.57	人 42	所長1人 保育士2人 調理員1人

区分	構造	面積
老人憩の家	木造平屋	106.82㎡

保健センター

(単位：㎡)

室 名	診療所部分	栄養指導室	老人介護指導室	機能回復訓練室	会議室
面 積	640.2	66.8	29.7	69.6	59.3

事務室	相談室	指導室	その他		計
53.0	26.5	26.5	188.4		1,160

デイサービスセンター

(単位：㎡)

室 名	ホール	介護者教育 室	浴室	その他	計
面 積	86.04	13.69	25.0	30.09	154.82

(2) その対策

在宅サービス・通所介護サービスについては、第 6 期介護保険事業計画策定に基づき対応していく。

施設介護サービスについては、引き続き特別養護老人ホーム「星ヶ丘」及び幡多広域圏内での福祉・医療施設と連携・調整を図りながら施設入所に対応し、そして、認知症患者については、グループホーム「ほうばい」で対応する。

一方、高齢者等の保健及び福祉は、介護保険の実施により措置から契約となり、利用者としては選択の範囲が広がった反面、出費も伴ってきていることや、本村の目指す「健康で安心できる高齢者の過ごしやすいむらづくり」の観点からも、保健・医療・福祉が一体となり、介護予防に取り組み、そして、地域でできることは地域で行なうという観点から、転倒予防体操のサポーターを養成し、地域で介護予防を実施する。

児童福祉については、すべての子どもが健やかに育っていくために「三原村要保護児童対策地域協議会設置要綱」に基づき、児童虐待等の予防・防止及び解決に努めることを、子ども、家庭、地域関係機関と連携を深め協同して取り組むこととする。

村民の健康づくりとしては、引き続き、総合保健センター等を中心に、特定健診や各種ガン健診の実施により疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、健康づくりのための指導者の人材を育成し、健康的な生活習慣を身につけ、実践できるよう健康意識の啓発・普及を図る。

また、一方で、住民の健康づくりのための自主的な活動を支援していく。

ひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるための見守りの支援を行う。

地域福祉体制整備については、「あったかふれあいセンター事業」を活用し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる村づくりを推進するために、「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」に基づき、お互いに支え合う地域福祉を推進、実現するよう取り組む。

介護保険対象サービス基盤整備等については、関係機関（事業所等）と連携協議し、介護を行う家族が病気になったときのための緊急ショートステイ床の確保、認知症対策（グループホーム）の確保等を行い、介護サービスの充実を図っていくこととする。

障害者福祉の相談支援については、現在、身体「幡多希望の家」、知的「宿毛授産園」に委託して実施しているが、今まで以上に委託業者と村保健師等が連携を強化し、障害のある人や家族がいつでも気軽に相談できるよう相談支援体制の充実を図っていくこととする。

乳幼児期の保育・教育については、保育サービスの充実や子育てにかかる経済的負担の軽減など子ども・子育て支援新制度に基づき、就学前の教育、保育、地域の子育て支援などの取り組みについて、保・小・中の連携をさらに強化し、一貫した教育、保育環境を整え、量的拡充と質の向上を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域自 立促進特別 事業	あったかふれあい センター事業	三原村社会 福祉協議会	
		社会福祉協議会活動 費補助事業	三原村	
		老人助成金支給事業	三原村	
		保育所通園バス添乗 員委託事業	三原村	
		乳幼児・児童福祉医療 費助成事業	三原村	
		子宝助成金事業	三原村	
		安心生活創造推進事 業	三原村社会 福祉協議会	

6. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本村においては、急速な高齢化が進行し老人医療需給が増大する一方、村診療所が契約医師による半日診療を続けており、加えて集落が点在していることもあって、保健・医療サービスが十分に受けることができない地域が多いが、夜間、救急患者、重症患者においては、けんみん病院への移送、紹介により対応していることがあるため、受診患者が減少している。

しかしながら、幡多圏域単位に特定診療科を含め疾病の予防から診断、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービスが受けられる体制づくりを推進することとする。

(1) 現況と問題点

現施設は昭和 60 年度に改築、「村立国保診療所と保健センター」を併設し地域医療の拠点として、村民の健康の維持管理を行っているが、平成 18 年に医師の退職以後、契約医師による週 5 日の半日診療となっている。

夜間及び救急患者については、県立幡多けんみん病院の開業により、これまでの医療機関への搬送時間が大幅に短縮されるなど、救急医療体制の充実が図られている。

平成 20 年度からは、特定健診（個別検診）の実施に伴い、その受診勧奨及び啓発に積極的に取り組むことで、健康で明るい生活ができる村づくりに努めている。

県道・村道等の整備が遅れている地区があるため、救急車の緊急出動等に時間を要する状況がある。今後とも、その解消に向け、なお一層の取り組みが必要である。

診療所

科 目	医 師	看護師	ベッド
内科・外科	1人（単年契約）	2人	6床

(2) その対策

診療所の運営においては、医師の確保や地域防災計画の位置づけなど今後も検討が必要である。

救急車の緊急出動の時間短縮を図るため、村内の集落を結ぶ県道・村道等の整備を促進する。

また、幡多圏域定住自立圏構想にある医療については、圏域内の各医療機関の役割分担と機能・強化、ネットワーク化の促進をすることにより、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図っていくこととする。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	地域医療確保事業	三原村	

7. 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

「明るく健康で、豊かな村づくりの原点は家庭教育である」という観点に立ち、人づくりを教育行政の基本とする。

人権を尊重し、差別のない明るい村づくりを念頭に、心の通うふるさとづくりを目指す。

子どもの教育と基本的生活習慣の育成は家庭にあることを再確認し、特に日常のあいさつと食生活は基本的生活習慣の基本であることに重点をおき、「笑顔とあいさつ日本一の村」づくり運動（三原村の目指す子ども）を展開する。

(2) 学校教育の充実

学習指導要領の趣旨に則り、子どもたち一人ひとりの個性を尊重するとともに、主体的に学ぶ意欲を大切にして、基礎・基本に裏づけられた学力の向上、豊かな心を育む教育を重点課題として取り組む。

また、児童生徒の学習意欲を高め、社会で通用する知識を身につけるために先進的なICT整備事業を実施する。

(3) 人権教育の推進

人権の世紀といわれる21世紀に、村民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、すべての人々が人権を大切にし、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指した教育の推進に努める。

(4) 生涯学習の推進

急激に変化する社会情勢の中で、人間関係の希薄化は憂慮される状況にある。

村民同士の豊かな関わりや村民一人ひとりが生きがいのある生活を送るために、生涯を通じて学ぶための環境づくりを推進する。

(5) 芸術文化の振興

村民の芸術文化意識の高揚を図るとともに、三原村の歴史や伝統を継承し、村内の文化財の調査・発掘や芸術作品の保存・展示を行い、村内外の周知に努める。

(6) 施設整備

公民館の新築移転及び社会体育施設（テニスコート夜間照明）の改修整備事業を実施する。

(1) 現況と問題点

本村の学校教育施設は、小学校 1 校と中学校 1 校があり両校に屋内・屋外運動場を設置し、プール及び学校給食施設を共同利用により完備している。

小学校については、児童の通学への支援として、昭和 54 年の統合以来、低学年を 3 台のスクールバスにより送迎している。

近年、急速に情報化社会が進んでいる。

小中学校で ICT を活用した授業を実施し、学習意欲を高めると共に、正しい利用方法や社会で通用する知識を身につける必要がある。

生涯学習については、今後とも、読書環境の整備、社会教育団体の育成強化等、青少年の健全育成と生涯学習の推進に努める。

公民館を拠点とした活動としては、各種教室の開講やイベントを実施しているが、施設の老朽化が進んでいるため、新公民館の建築が必要である。

社会体育施設については、テニスコートの夜間照明の老朽化が進んでいる。

今後とも、スポーツ人口拡大に向けて施設整備を行う。

学校

(平成 27 年 4 月 1 日)

学校名	学級数	児童・生徒数	教職員数	校舎面積 (m ²)	運動場 (m ²)	敷地・その他 (m ²)
三原小学校	8 学級 6 支援学級 2	56	13	2,113	8,484	15,829
三原中学校	4 学級 3 支援学級 1	35	13	2,040	20,220	11,366
スクールバス 3台						

給食センター

(鉄骨平屋建 : 427.5 m²)

調理所	食堂	年間給食回数	職員数
150.10m ²	277.40m ²	198回	6人

中央公民館

(鉄骨2階：843.46 m²)

事務室	講義室	和室	図書室	調理実習室	ホール(講堂)	談話室	その他
m ² 54.7	m ² 68.04	m ² 50.22	68.04m ² 蔵書6904	m ² 58.32	m ² 272.16	m ² 24.3	m ² 247.68

柚ノ木地区集会所

集会場	集会所炊事場	倉庫その他
74.54m ²	35.4m ²	35.6m ²

(2) その対策

子どもの教育と基本的な生活習慣の育成は家庭にあることを再確認し、地域全体で「笑顔とあいさつ日本一の村」づくりの推進を図る。

ICT(タブレット等)の環境整備を行い、それを活用した授業を実施し、学習意欲の向上、情報化社会で通用する人材を育成する。

また、これからの本村教育の一層の向上を図るため、学校・家庭・地域の三者が一体となった地域ぐるみの教育施策を推進する。

急激な社会の変化に柔軟に対応するための生きる力を身につけ、想像力豊かで国際的な資質をもった人材を育成する。

公民館を新築することにより、社会教育諸団体の活性化、公民館活動の促進等、村民が生涯を通じて学べる場を提供する。

社会体育施設を整備することで、スポーツ人口が拡大し、村民が交流しながら、お互いに健康と体力を保持・増進するよう努める。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	公民館新築移転事業 (A=1,076.5㎡)	三原村	
	体育施設	テニスコート夜間照明改 修工事	三原村	
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	中学生海外派遣事業	三原村	
	(5) その他	I C T整備事業	三原村	
		児童・生徒等学習活動支援 事業	三原村	

8. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

村民の芸術文化意識の高揚を図り、地域の歴史や伝統を継承し、文化財の調査・発掘及び展示・保存を通じて地域文化の振興を図る。

- ① 公民館活動の一環として、新規文化教室の開催に取り組む。
- ② 図書室の利用促進のため支援員の配置、施設の整備と書籍の充実を図る。
- ③ 高齢者の社会参加を促すため、生涯学習を目的とした教室の開講に取り組む。
- ④ 文化財保護委員の協力で、村内に残る伝統芸能を子どもたちに継承する取り組みを行う。

(1) 現況と問題点

豊かな村づくりを目指し、村内の文化財については、調査、掘り起こしを行いながら、その保存と村民への周知を行う。

歴史や伝統文化については、これを伝承し、地域に根ざした特色ある芸術文化の継承を行っていくことが重要であり、そのための総合的な施策を推進する。

(2) その対策

村民の文化への意識高揚を図るため、教育での文化財マップの活用や村内文化財めぐり、文化活動への支援として、芸術文化教室の開催への支援等などを行う。

また、世界で活躍する写真家「野町 和嘉 氏」の寄贈写真や村内有志から寄贈された民具の保管庫を新築移転予定の公民館に設け、管理しながら村内施設の展示コーナーで展示する。

9. 集落の整備

(1) 集落整備の方針

住民が安心・安全に生活できるように、集落の生活環境の整備を支援する。

移動手段の確保や日常生活を支える仕組みづくり、また、高齢者世帯、独り暮らし世帯の見守り等の支援を行う。

(1) 現況と問題点

本村は13の集落から形成され、基礎集落は4ブロックに分割されている。村役場、その他の機関は、村の中心部の生活圏の核集落に集中しているが、村内でも不便といわれる集落は、村の中心から10～12kmの遠距離にある。

集落については、地域づくり懇談会などを村独自に進めながら活性化を図っているが、近年の急激な社会構造の変化や就労の場の多様化と高齢化及び若年層の流出等により集落内のコミュニティー機能が停滞しつつある。

行政（村）の基本単位は集落であり、集落の活性化が村全体の活性化を生むとの考えから、村と集落とが力を合わせていく協働の仕組みが求められている。そのため、集落自治活動のあり方と役目を見直しながら、集落独自の創意と工夫、責任と選択で進められる集落づくりを目指していく必要がある。

集落別人口

年月日	集落名	下 切			亀ノ川			広 野			柚ノ木		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	S50.3.31	68	71	139	83	87	170	43	50	93	208	218	426
	S55.3.31	59	67	126	68	70	138	35	44	79	196	209	405
	S60.3.31	46	56	102	62	63	125	30	39	69	184	202	386
	H2.3.31	36	43	79	57	66	123	28	37	65	177	213	390
	H7.3.31	39	44	83	47	53	100	27	29	56	173	197	370
	H12.3.31	41	45	86	41	41	82	24	28	52	169	178	347
	H17.3.31	38	42	80	35	40	75	23	25	48	168	177	345
	H22.3.31	35	42	77	33	34	67	24	23	47	158	169	327
	H27.3.31	29	32	61	31	32	63	19	17	36	155	172	327
	S50年～H27年までの減少率	△56.1			△62.9			△61.3			△23.2		

年月日	集落名			宮ノ川			来栖野			皆尾			芳井		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S50.3.31	170	212	382	88	75	163	103	97	200	30	35	65			
S55.3.31	166	216	382	93	94	187	101	88	189	29	27	56			
S60.3.31	169	210	379	85	87	172	88	90	178	31	22	53			
H2.3.31	170	199	369	85	76	161	80	89	169	23	21	44			
H7.3.31	184	203	387	78	84	162	84	82	166	17	20	37			
H12.3.31	187	197	384	68	77	145	79	79	158	18	25	43			
H17.3.31	202	257	459	63	71	134	71	73	144	17	26	43			
H22.3.31	207	250	457	55	59	114	57	69	126	16	20	36			
H27.3.31	197	225	422	61	51	112	54	61	115	14	16	30			
S50年～H27年までの減少率	10.5			△31.3			△42.5			△53.8					

年月日	集落名			下長谷			上下長谷			上長谷			狼内		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S50.3.31	155	140	295	63	70	133	95	109	204	56	55	111			
S55.3.31	151	132	283	68	76	144	93	101	194	61	54	115			
S60.3.31	147	134	281	83	88	171	93	101	194	53	55	108			
H2.3.31	133	126	259	78	89	167	92	86	178	45	51	96			
H7.3.31	124	118	242	67	80	147	90	84	174	37	42	79			
H12.3.31	122	110	232	60	75	135	87	78	165	37	42	79			
H17.3.31	124	107	231	52	60	112	75	68	143	32	38	70			
H22.3.31	115	104	219	44	50	94	67	64	131	26	34	60			
H27.3.31	107	98	205	47	46	93	60	59	119	25	31	56			
S50年～H27年までの減少率	△30.5			△30.1			△41.7			△49.5					

年月日	集落名	成 山			下々長谷			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
	S50.3.31	29	25	54	8	10	18	1199	1254	2453
	S55.3.31	29	31	60	3	3	6	1152	1212	2364
	S60.3.31	30	32	62				1101	1179	2280
	H2.3.31	23	29	52				1027	1125	2152
	H7.3.31	20	22	42				987	1058	2045
	H12.3.31	16	24	40				949	999	1948
	H17.3.31	16	21	37				916	1005	1921
	H22.3.31	17	21	38				854	939	1793
	H27.3.31	19	20	39				818	860	1678
	S50年～H27年までの減少率	△27.8			—			△31.6		

(2) その対策

集落内の基礎的生活環境の整備を図りながら、集落間のアクセス道の整備等の生活環境の整備を進め、また、恵まれた自然環境を保全しながらも、個性ある景観づくりに積極的に取り組み、地域全体の居住環境の向上に努めていく。

また、既存の伝統あるイベントや、住民総参加による新たなイベントの開催等を実施し、生き生きとした活力ある地域づくりを推進する。

世代間交流や健康づくり文化活動などを通して集落コミュニティの活性化を図る活動を支援するため、地域づくり座談会を実施する。

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 鳥獣対策

中山間地域である本村は、有害鳥獣による農作物等への深刻な被害の発生が問題になっていたなかで、平成24年度より農作物の被害防止のための獣害防止柵を各集落での自力施工により設置を開始し、村内13集落のうち、12集落で設置を完了している。

これにより、有害鳥獣による被害は減少傾向にあり、今後は各集落で設置した柵の維持管理体制を整備していく必要がある。

また、獣害防止柵の設置により、農作物への被害は減少傾向であるが、有害鳥獣の個体数は減少しておらず、村内の植林への被害は継続して発生している。

被害防止のための有害鳥獣捕獲を実施していく必要があるが、狩猟者の高齢化により、捕獲の体制が十分ではないため新規狩猟者の確保等捕獲の推進が必要である。

(2) その対策

- ・関係機関と連携して各集落で勉強会等を開催し、獣害防止柵の維持管理体制を整備する。
- ・狩猟免許取得費用等の助成を実施し、新規狩猟者の確保を推進する。
- ・捕獲に対する奨励、ICT技術の導入、狩猟者への捕獲機材の貸し出し等により有害鳥獣捕獲の推進を図る。

別表

過疎地域自立促進特別事業 一覧表

事業計画(平成28年度～平成32年度) 過疎地域自立促進特別事業分

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
1. 産業の 振興	(9) 過疎地域 自立促進特 別事業	ユズ生産推進事業	村内のユズ生産者、農業公社等が、ユズの苗木の購入や関連施設整備に要する経費に補助金を交付する。	三原村	
		三原村集落活動センター支援事業	三原村集落活動支援センターの取り組みについて支援を行う。	三原村	
		高知県 J-VER 制度事業	村有林の整備により増大する二酸化炭素吸収量を、クレジットするためのモニタリング業務等を実施する。	三原村	
		商工会活動費補助事業	商工会が実施する経営改善事業及び観光事業等に対して補助金を交付することにより、地域の経済、雇用を支える商工業者の活性化や総合的な地域産業の振興を図る。	三原村	
		農業公社支援事業	美健コーポレーション(大分県)と連携したユズ加工品の試作商品の製造や主要都市のアンテナショップ等での試験販売など地域資源を生かしたユズの産地化計画に基づく支援事業により過疎地域の活性化を図る。	三原村	
		ヒメノボタンの里づくり事業	絶滅危惧種ヒメノボタンの保護及び地域資源としての里作り事業	三原村	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	あったかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることができる拠点を整備し、見守り・支え合いの地域づくり活動の推進を図る。	三原村 社会福祉協議会	
		社会福祉協議会活動費補助事業	社会福祉協議会へ各種事業の活動費を補助することにより、きめ細かい地域福祉活動の推進を図る。	三原村	
		老人助成金支給事業	満80歳以上の高齢者に対し、敬老の意を表し、老人福祉の増進を資することを目的に、1人当たり1万円を支給する。	三原村	
		保育所通園バス添乗員委託事業	通退所時の幼児の安全を図るため、保育所通所バスに添乗員を配置する。	三原村	
		乳幼児・児童福祉医療費助成事業	乳幼児・児童生徒に対し、医療費の一部負担金を全額助成し、子育てを支援する。	三原村	
		子宝助成金事業	少子化対策として、第3子以上の小児に対し、祝い金は、出産後3万円を支給、助成金は、満3歳に達した翌月から小学校に就学する年の3月まで月額1万円を支給する。	三原村	
		安心生活創造推進事業	地域コーディネーターを配置し、関連機関内での情報共有を通じて地域の課題を把握し、地域と共に課題解決に取り組むことで誰もが安心して住める地域づくりを図る。	三原村 社会福祉協議会	

施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
5. 医療の 確保	(3)過疎地域 自立促進特 別事業	地域医療確保事 業	村診療所契約医師の person 費及び交 通費を支援することで医師確保に努 め、住民の生命と健康を保証する村 内唯一の医療機関の存続を図る。	三原村	
6. 教育の 振興	(4)過疎地域 自立促進特 別事業	中学校海外派遣 事業	三原中学校の3年生全員を海外に派 遣し、現地での生活や現地学校の中 学生との交流を通じて、国際感覚豊 かな青少年の育成と、さらなる国際交 流の推進を図る。	三原村	